

日進市地域包括支援センターの運営について

1 概要

（１）目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置するもの。

（２）設置主体

日進市

（３）設置時期及び形態

時期：平成18年4月1日

形態：業務委託

名 称	受託法人
中部地域包括支援センター	（社福）日進市社会福祉協議会
東部地域包括支援センター	（医）愛泉会
西部地域包括支援センター	（社福）日進福祉会

（４）担当圏域（日常生活圏域）

高齢者を見守る日常生活圏域を中学校区と定め、市内を西部・中部・東部の3つに区分する日常生活圏域を設定し、圏域ごとに地域包括支援センターを配置。

	担当地域
中部	蟹甲町・折戸町・本郷町・岩崎町・岩藤町・南ヶ丘・東山・栄（一・二丁目）・藤塚・竹の山
東部	藤枝町・米野木町・三本木町・藤島町・北新町・五色園・栄（三～五丁目）・米野木台
西部	赤池町・浅田町・梅森町・野方町・梅森台・香久山・赤池・岩崎台・赤池南・浅田平子

（５）各圏域の状況（令和8年4月末日時点）

【単位：人、％】

※（ ）内は前年度。以下同じ

	日進市全体	中部地区	東部地区	西部地区
総人口	94,648 (94,359)	33,819 (33,800)	22,284 (22,308)	38,545 (38,251)
高齢者人口	19,517 (19,273)	7,364 (7,320)	5,126 (5,092)	7,027 (6,861)
（前期高齢者人口）	7,821 (7,854)	2,756 (2,792)	1,916 (1,944)	3,149 (3,118)
（後期高齢者人口）	11,696 (11,419)	4,608 (4,528)	3,210 (3,148)	3,878 (3,743)
高齢化率	20.6 (20.4)	21.8 (21.7)	23.0 (22.8)	18.2 (17.9)

		日進市全体	中部地区	東部地区	西部地区
介護認定者等数		3,636 (3,282)	1,480 (1,379)	887 (864)	1,117 (1,020)
要支援	事業対象者	163 (154)	62 (66)	34 (50)	58 (38)
	要支援1	520 (552)	236 (246)	116 (135)	156 (171)
	要支援2	636 (582)	275 (248)	156 (161)	191 (178)
要介護	要介護1	700 (622)	278 (263)	176 (157)	215 (202)
	要介護2	518 (470)	209 (197)	128 (116)	163 (157)
	要介護3	378 (384)	153 (153)	100 (113)	108 (118)
	要介護4	416 (405)	160 (164)	104 (114)	127 (127)
	要介護5	305 (267)	107 (108)	73 (73)	104 (86)

（市全体の要支援・要介護の人数には第2号被保険者、住所地特例も含む。）

2 事業内容

（1）包括的支援事業

①総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うもの。

- ・ 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援
- ・ その実施に当たって必要となるネットワークの構築
- ・ 地域の高齢者の状況の実態の把握

相談年間件数

【単位：人】

※（ ）内は前年度。以下同じ

	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
相談実人数	806	337	178	291
【新規】	(919)	(371)	(214)	(334)
相談実人数	913	364	322	227
【継続】	(4,490)	(1,194)	(1,315)	(1,981)

主な相談内容と年間延べ件数

【単位：件】

相談内容	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
介護保険サービス	2,228 (2,890)	842 (847)	991 (982)	395 (1,061)
介護相談・介護方法	572 (1,017)	118 (297)	243 (114)	211 (606)
認知症に関すること	786 (910)	380 (307)	298 (191)	108 (412)
医療・保健	736 (631)	222 (200)	422 (212)	92 (219)
虐待・権利擁護	280 (573)	84 (85)	141 (122)	55 (366)
福祉用具・住宅改修	650 (505)	285 (166)	298 (229)	67 (110)

安否確認	177 (346)	44 (54)	33 (35)	100 (257)
高齢者福祉サービス	201 (220)	73 (65)	81 (66)	47 (89)

②権利擁護業務

- 地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うもの。

- ・成年後見制度の活用促進
- ・老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害の防止に関する諸制度の活用

年間延べ件数

【単位：件】

	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
合計	261 (524)	73 (72)	130 (123)	58 (329)
① 成年後見制度	49 (58)	10 (23)	25 (24)	14 (11)
② 高齢者虐待	49 (184)	21 (24)	9 (17)	19 (143)
③ 困難事例	162 (274)	41 (21)	96 (81)	25 (172)
④ 消費者被害	1 (6)	1 (4)	0 (1)	0 (3)

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働等により連携する。
- 介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高

高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うもの。

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援に資するケアマネジメントの支援
- ・包括的・継続的なケア体制の構築
- ・地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用
- ・介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談
- ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員からの年間相談件数・内容

【単位：件】

認知症	権利擁護・ 困難事例	ケアマネジメント 支援（サービス 調整・市制度 利用相談含）	医療機関や介 護事業所の情 報提供等	家族支援	その他 相談 報告	合計
14 (30)	35 (41)	76 (46)	27 (13)	4 (12)	18 (61)	155 (203)

- ・介護サービスが必要と思われる方や家族が利用拒否している場合の話し合いの場への同席や、サービス利用者本人や家族・各サービス提供者・ケアマネジャーの間でケアプラン内容に対する意見のすり合わせでケアマネジャーが困っている場合のサービス担当者会議等への同席依頼
- ・ケアマネジャーが担当している虐待ケースや支援困難ケースの定期的な支援経過報告や訪問同行の依頼
- ・支援にあたって必要な市内の医療機関や介護事業所、その他地域のインフォーマルサービスや社会資源の情報提供

④介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

- 要支援認定者、基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所

型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

- ・アセスメント、介護予防サービス計画の作成
- ・サービス担当者会議、事業者等との連絡調整
- ・モニタリング（給付管理）

【単位：件】

	介護予防支援			介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援)		
	自己 作成	委託	合計	自己 作成	委託	合計
中部	2,064 (2,007)	358 (292)	2,422 (2,299)	1,589 (1,758)	157 (97)	1,746 (1,855)
東部	1,079 (1,041)	445 (466)	1,524 (1,507)	459 (505)	201 (245)	660 (750)
西部	1,745 (1,711)	371 (596)	2,116 (2,307)	630 (804)	62 (98)	692 (902)
市 全体	4,888 (4,759)	1,174 (1,354)	6,062 (6,113)	2,678 (3,067)	420 (440)	3,098 (3,507)

（２）多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。

（３）地域ケア会議の実施

医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくもの。

地域包括支援センター主催の個別地域ケア会議、自由参加型地域ケア会議を開催する。個別地域ケア会議は、各地域包括支援センターにおいて、個別ケースに関わる関係機関や地域の支援者、場合によって本人や家族同席のもと開催する。自由参加型地域ケア会議は、地域の医療・介護専門職が自由に参加できる地域ケア会議として開催し、要介護度が軽度な方の参考事例をもとに、本人の介護予防や自立に向けて必要と思わ

れる支援について、それぞれの立場で意見交換し個別課題の解決につなげる。

個別地域ケア会議や自由参加型地域ケア会議では、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の把握などを行う。個別ケースの検討により共有された地域課題は、地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくものとしている。

開催回数【単位：件】

	開催回数	主な対象者		
		要介護	要支援	その他
中部	2（7）	2（2）	2（4）	0（2）
東部	4（8）	2（4）	2（4）	1（0）
西部	6（10）	4（5）	3（5）	0（0）

地域ケア会議のテーマまとめ

- ・意欲低下や認知機能低下している人の家庭内役割や生活の中でのやりがい
- ・地域の利便性を活かした高齢者世帯の自立生活支援
- ・団地内のつどいの場を生かした介護予防や見守りの仕組み
- ・超高齢一人暮らしの人の自立支援と今後の生活不安への対応
- ・地域との関わりやつながりの維持、孤立しない生活
- ・介護支援拒否する人の対応
- ・趣味活動や人とのつながりが途絶えたあとの再構築

○市主催の地域ケア会議への参加

自立支援を意識した個別支援を推進するため、愛知県介護予防に関する市町村支援事業におけるアドバイザー派遣を受け、地域包括支援センター職員（介護予防支援専任職員を含む）が参加する自立支援型地域ケア会議として、計3回開催した。

生活課題に着目した市独自のアセスメントシート（日進市チェックリスト2）を実施しアセスメントを行った個別の事例検討を通じ、生活課題のアセスメント力向上を図ると共に、予後予測やリエイブルメントを意識した目標設定への繋げ方をアドバイザーから学ぶ機会を設けた。また通所型サービスCを利用しADLやIADLなどの生活課題解決を

目指すためのケアプランについて検討した。

3 職員配置について

（１）職員配置に係る国の基準

「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）

【人員】

- 原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置く
- 三職種の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者を配置することもできる

【員数】

- 専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人

（２）日進市における職員配置の状況（令和8年4月末日時点）

【人員】

- センター業務を実施するために、常勤職員を以下の職種毎に1名以上配置するものとする。
- ①保健師又は地域ケアマネジメントや地域保健業務等の経験がある看護師 ②社会福祉士 ③主任介護支援専門員

	包括全体	中部包括	東部包括	西部包括
保健師・看護師	5（5）名	2（2）名	2（2）名	1（1）名
社会福祉士	7（6.1）名	4（3.1）名	1（1）名	2（2）名
主任介護支援専門員	3（3）名	1（1）名	1（1）名	1（1）名
介護支援専門員	8（6.3）名	5（3.3）名	1（1）名	2（2）名

※産休・育休中の職員を含む。（ ）内は常勤換算した場合の人数